

官報

号外

昭和三十四年四月三十日

○第三十一回 参議院會議錄第二十六号

昭和三十四年四月三十日(木曜日)午後一時二十八分開議

議事日程 第二十六号

昭和三十四年四月三十日

午前十時開議

第一 社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院回付)

第二 特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 中小企業等災害対策の制度化に関する請願

第七 石炭採掘に伴う鉱害復旧の請願

第八 綿スフ過剰織機買上げに対する国庫補助増額の請願

第九 中国産生漆輸入促進に関する請願(七件)

第一〇 日中貿易再開促進に関する請願(六件)

第一一 鉱業法の一部改正に関する請願

第一二 中小企業等協同組合法第二十三条の三の特別措置実現促進に関する請願

第一三 パナナ輸入外貨資金人口割確立促進に関する請願

第一四 日朝間直接貿易実施促進に関する請願

第一五 プロパンガス事業助成に関する請願

第一六 大阪湾、瀬戸内海に大型飛行艇就航促進の請願

第一七 北海道千歳飛行場の第一種空港指定に関する請願

第一八 漁船救難用航空機増強に関する請願(二件)

第一九 鹿児島海上保安部に航空機配置の請願

第二〇 東京都大野原島に標識灯設置の請願

第二一 三陸沿岸の航路標識整備促進等に関する請願

第二二 中央線鉄道複線電化等に関する請願

第二三 中学生の通学鉄道運賃等割引に関する請願

第二四 国鉄城東貨物線の電化及び客車運行実現に関する請願(六件)

第二五 奥羽本線中板谷峠こう配改良工事促進に関する請願(二件)

第二六 信越本線横川、軽井沢間駅間鉄道改良工事施行に関する請願(十八件)

第二七 水産物輸送力増強等に関する請願

第二八 信越本線鉄道電化等促進に関する請願

第二九 諫早、長崎両駅間鉄道平たん線敷設促進に関する請願

第三〇 国鉄佐久間線鉄道敷設促進に関する請願

第三一 国鉄福島輸送派出所存続に関する請願

第三二 自動車運送事業等運輸規則の一部改正に関する請願

第三三 長野県陸運事務所庁舎建築促進に関する請願

第三四 秋田県能代港しゅんせつ工事施行に関する請願

第三五 霧島山に測候所設置の請願

第三六 岩手県大船渡市に測候所設置等の請願

第三七 飯田、小海両線に国鉄管理所設置反対の請願

第三八 国鉄公社の管理所設置反対に関する請願

第三九 自動車道供用約款関係事項の調査は正に関する請願(二件)

第四〇 教育財政確立等に関する請願

第四一 教育財政確立に関する請願

第四二 昭和三十四年度公立文教施設予算に関する請願(七件)

第四三 昭和三十四年度公立文教施設予算等に関する請願

第四四 校地買収費の国庫負担対象に関する請願

第四五 小学校の冬期分校等建築費の国庫負担対象に関する請願

第四六 公立大学施設整備助成に関する請願(二件)

第四七 高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準等の法制化に関する請願

第四八 高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準等の法制化に関する請願

第四九 養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願(四十一件)

第五〇 養護教諭及び事務職員を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願(二件)

第五一 児童生徒災害補償の法制化等に関する請願(三件)

第五二 児童生徒災害補償の法制化に関する請願

第五三 学校給食法の一部改正等に関する請願

第五四 盲ろう教育振興に関する請願

第五五 小学校理科教科書検定制度確立等に関する請願

第五六 産業教育振興に関する請願

第五七 へき地学校指定基準に関する請願(二件)

第五八 公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部改正に関する請願

第五九 軍事基地等の周辺学校の防音施設完備促進に関する請願

第六〇 私立幼稚園振興に関する請願

第六一 大学院博士課程修了者の身分保障等に関する請願

- 第六二 奄美群島内に東京大学伝染病研究所支所設置の請願
第六三 東京芸術大学の教育機構改革に関する請願(二件)
第六四 スポーツ振興方策樹立促進に関する請願(六件)
第六五 日本芸術院会員増員に関する請願
第六六 茨城県久慈川改修工事促進に関する請願
第六七 九州、四国間連絡フェリーポート実現促進に関する請願
第六八 建設業法施行令第一条改正に関する請願
第六九 愛媛県肱川ダム地域の地すべり防止対策事業促進に関する請願
第七〇 埼玉県川越市、上里村間道路建設に関する請願
第七一 国土開発中央自動車道建設促進に関する請願
第七二 海岸法に基づく有明海岸地区施設整備事業施行に関する請願
第七三 たばこ小売手数料引上げに関する請願
第七四 松川たばこ葉取納価格引上げに関する請願
第七五 宮城県多賀城町所在の旧海軍工しより敷地返還等に関する請願(二件)

- 第七六 国立療養所特別会計設置反対に関する請願(八件)
第七七 国の債権の管理等に関する法律の一部改正に関する請願(二件)
第七八 占領期間中における連合国將兵による被害補償の請願(十件)
第七九 酒税引下げに関する請願
第八〇 葉たばこの減収加算金に関する請願
第八一 織物の物品税新設反対に関する請願(二件)
第八二 ガス器具の物品税減免に関する請願(二件)
第八三 奄美群島島民の戦時被災住家等に対する補償金交付の請願
第八四 鹿児島県鹿屋市に国民金融公庫支所設置の請願
第八五 陶磁器等の物品税小売店頭課税反対に関する請願(二件)
第八六 漁業協同組合等に対する課税改正の請願
第八七 広島県八木松町所在の川上彈薬庫跡跡下けに関する請願
○議長(松野静平君) 御報告いたしました。去る十日、議長は、皇居において天皇陛下に拝謁し、また、十三日、東宮仮御所において皇太子殿下にお目にかかり、皇太子殿下結婚の儀につき賀詞

- を奉呈いたしましたところ、天皇陛下並びに皇太子殿下から御懇篤な御言葉を賜りました。
その他諸般の報告は朗読を省略いたします。
去る八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員 安井 謙君
同 大沢 雄一君
同 木内 四郎君
同 重宗 雄三君
同 鹿島守之助君
同 木島 虎藏君
同 柴野和喜夫君
同 廣瀬 久忠君
同 森田 義衛君
同 川口爲之助君
同 小澤久太郎君
同 後藤 義隆君
同 佐藤清一郎君
同 横山 フク君
同 田中 茂穂君
同 伊能 芳雄君
同 大野木秀次郎君
同 迫水 久常君
同 高橋 衛君
同 成田 一郎君
同 松平 勇雄君
同 三木與吉郎君
同 西郷吉之助君
同 酒井 利雄君
同 田中 啓一君

- 同 上林 忠次君
同 小林 武治君
同 吉江 勝保君
同 武藤 常介君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
地方行政委員 西郷吉之助君
同 森田 義衛君
同 鹿島守之助君
同 廣瀬 久忠君
同 木内 四郎君
同 迫水 久常君
同 松平 勇雄君
同 重宗 雄三君
同 大沢 雄一君
同 伊能 芳雄君
同 大野木秀次郎君
同 横山 フク君
同 田中 啓一君
同 後藤 義隆君
同 上林 忠次君
同 川口爲之助君
同 小澤久太郎君
同 木島 虎藏君
同 三木與吉郎君
同 酒井 利雄君
同 柴野和喜夫君
同 高橋 衛君
同 成田 一郎君
同 安井 謙君
同 佐藤清一郎君
同 田中 茂穂君
同 最上 英子君

- 同 武藤 常介君
同 吉江 勝保君
同日法務委員会において当選した理事は左の通りである。
理事 大谷 登彌君(大川光三君の補欠)
同 高田なほ子君(高田なほ子君の補欠)
同日修正議決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。
文部省設置法の一部を改正する法律案
揮発油税法の一部を改正する法律案
地方道路税法の一部を改正する法律案
物品税法の一部を改正する法律案
国民年金法案
総理府設置法の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
大蔵省設置法の一部を改正する法律案
同日光村基助君から左の議案を撤回した。
案

労働大臣倉石忠雄君問責決議案

同日本院は、右の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

へい、敷処理場等に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案

農林漁業基本問題調査会設置法案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

輕機械の輸出の振興に関する法律案

小売商業特別措置法案

織維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和三十四年度一般会計予算補正(第1号)

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案

首都高速道路公団法案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和三十四年四月三十日 衆議院會議第二十六号 議長の報告

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

公営住宅法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の議員提出案を否決した旨衆議院に通知した。

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案(藤田藤太郎君外十二名発議)

同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和三十四年度一般会計予算補正(第1号)

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

へい、敷処理場等に関する法律の一部を改正する法律案

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案

農林漁業基本問題調査会設置法案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

輕機械の輸出の振興に関する法律案

小売商業調整特別措置法案

織維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案

首都高速道路公団法案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

公営住宅法の一部を改正する法律案

同日本院は、檢察官選考審査会委員予備委員大川光三君が去る五日議員を退職したことに伴い欠員となった同予備委員の補欠として大谷藤之助君を選任した旨を内閣に通知した。

同日本院は、九州地方開發審議会委員に後藤義隆君、平島敏夫君、内村清次君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、裁判官訴訟委員中山福藏君の辞任を許可しその補欠として森入三二君を、また、同委員本多市郎君の逝去に伴う補欠として大谷登潤君をそれぞれ選任した旨を本院事務総長から裁判官訴訟委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。

同日内閣から國際労働機關憲章第十九条の規定による左の報告書を受領した。

一九五八年の國際労働機關第四十二回總會で採択された条約及び勧告に関する報告書

一九五八年の國際労働機關第四十二回總會で採択された条約及び勧告に関する報告書

同日内閣總理大臣から議長宛、国家消防本部總務課長横山和夫君及び文部大臣官房會計參事官天城照君の第三十一回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

去る九日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

駐留軍関係保護職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外二十二名提出)

同日衆議院から左の内閣提出案が回付された。

社会教育法等の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

揮発油税法の一部を改正する法律案

地方道路税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

国民年金法案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

揮発油税法の一部を改正する法律案

地方道路税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

国民年金法

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

去る十一日議長は、去る同月七日議決された議員本多市郎君に対する弔詞を贈呈した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、左の件は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(國鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(國鉄労働組合関係)

二項の規定に基づき、国会の議決を求める

運輸委員 大和 与一君
同 天田 勝正君
建設委員 稻浦 鹿藏君
同 内村 清次君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

商工委員会請願審査報告書第一号
運輸委員会請願審査報告書第一号
一昨二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 前田佳都男君
同 野本 品吉君
同 堀木 鍾三君
同 田中 啓一君
同 吉江 勝保君
同 棚橋 小虎君
同 井上 知治君
同 阿崎 眞一君
同 廣瀬 久忠君
同 苦米地義三君
同 梶原 茂嘉君
同 佐藤清一郎君
同 西田 信一君
同 田中 茂穂君
同 亀田 得治君
同 稻浦 鹿藏君
同 小橋 治和君
同 江藤 智君
同 西田 信一君
同 江藤 智君
同 木島 虎藏君
同 松野 孝一君
同 大和 与一君

内閣委員 田村 文吉君
同 近藤 信一君
同 小林 孝平君
同 森田 豊壽君
同 天田 勝正君
同 高瀬 莊太郎君
同 小笠原 三男君
同 紅露 みつ君
同 稲浦 鹿藏君
同 内村 清次君
同 片岡 文重君
同 木島 虎藏君
同 大和 与一君

農林水産委員 小笠原 三男君
同 紅露 みつ君
同 稲浦 鹿藏君
同 内村 清次君
同 片岡 文重君
同 木島 虎藏君
同 大和 与一君

同 紅露 みつ君
同 稲浦 鹿藏君
同 内村 清次君
同 片岡 文重君
同 木島 虎藏君
同 大和 与一君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

内閣委員会 理事 田村 文吉君 (田村文吉君の補欠)

運輸委員会 理事 江藤 智君 (江藤智君の補欠)

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 田中 啓一君
同 佐藤清一郎君
同 松野 孝一君
同 前田佳都男君
同 苦米地義三君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 田中 啓一君
同 佐藤清一郎君
同 松野 孝一君
同 前田佳都男君
同 苦米地義三君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員会請願審査報告書第一号
文教委員会請願審査報告書第一号
建設委員会請願審査報告書第二号
同日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員青山正一君提出釣り漁場の保全並びに造成に関する質問に対する答弁書

同日人事院総裁浅井清君から、国家公務員法第二十四条の規定に基く昭和三十三年の人事院業務状況報告を受領した。

釣り漁場の保全並びに造成に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十三年四月二十二日 青山 正一
参議院議長松野鶴平殿

釣り漁場の保全並びに造成に関する質問主意書

全国的釣り愛好者は三百万人を超えるものとされている。釣りについてはややもすれば趣味と道楽の遊戯と見做されているが、清澄な空気と明るい太陽という釣り場の環境、更に釣り自体が必要条件とする精神統一というものを考えるならば、釣りは国民の保健、体位向上はもとより国民の道徳涵養の上に極めて適切なスポーツである。

以上の点にかんがみ、釣りを普及させる何らかの対策を講ずることは決して無駄とは思われない。よつて次の各項について政府の所信を明らかにされたい。

一、工場地帯造成計画に基き沿岸地帯の埋立が盛んに行われつつあるが、釣り漁場の保全について特に政策的配慮はないか。

二、工場、事業場等の増加又はダム建設に伴い釣り漁場は漸次荒廃しつつあるがこの対策をどうするか。

三、ダム地帯に観光をかねた釣り漁場を新たに造成するため、国費による稚魚放流等の考えはないか。

内閣参質三一第一号
昭和三十四年四月二十八日
内閣総理大臣 岸 信介
参議院議長松野鶴平殿

参議院議員青山正一君提出釣り漁場の保全並びに造成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出釣り漁場の保全並びに造成に関する質問に対する答弁書

スポーツとしての釣り漁場の保全については、直接これを目的とする施策は特に考慮していないが、これらの漁場のうち同時に漁業生産の場としても重要なものについては、漁業

生産の維持増大を図る見地からその保全なしに開発に努め、間接的にスボーツ用釣り漁場としての効用も保全し、又は開発されるより配慮している。すなわち、

(1) 最近工場地帯造成計画に基き、相当面積の埋立が実施されつつあるのは事実であるが、他方、毎年多額の国費を投じて、浅海増殖開発事業を実施し、新規漁場の造成開発に努めて、漁場の確保を図っている。

(2) 工場、事業場等の増加による漁場の荒廃については、公共用水域の水質の保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律等により、水質許容基準を設定して、汚水等の処理を義務づけ、その防止に努める方針であり、ダム建設等による漁場の荒廃については、稚あゆ等の放流事業費補助金を支出し、又は当該ダムに対する魚道の設置を指導する等資源の維持培養を図り、その防止に努めている。

(3) ダム地帯の漁場としての活用については、当該地帯が漁業生産の場として特に好適である場合には、漁業生産の維持増大を図る施策の一環として、検討したい。

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院回付)を議題といたします。

社会教育法等の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十四年四月九日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

――は衆議院修正

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中社会教育法第十九条、第三十二条、第三十五条及び第三十六条の改正規定、

第二条、第三条並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(社会教育主事等の経過規定)

2 この法律(前項ただし書に係る部分を除く)の施行の際、現に

社会教育主事の置かれていない市町村にあつては社会教育主事を、現に社会教育主事の置かれていない市にあつては社会教育主事補を、この法律による改正後の社会教育法第九条の二の規定にかかわ

らず、市にあつては昭和三十七年三月三十一日までの間、町村にあつては政令で定めるところにより、政令で定める間、それぞれ置かないことができる。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案の衆議院修正に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は衆議院の修正に同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員会理事島清君。

審査報告書

特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年四月二十七日

商工委員長 上原 正吉

代理理事 参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特定物資輸入臨時措置法の有効期間を更に三年間延長し、よりとするものであり、わが国の輸入貿易の実情にかんがみ止むを得ない措置であると認めた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

別に費用を要しない。

附帯決議

政府は本法の有効期間を延長するに際し、沖縄等におけるパイン産業の如き新興産業については外貨割当の調整その他凡ゆる育成措置を講じ、或は異常な利益を生ずる物資の如きは速かにこれを指定し、且つ外貨割当の利権化を防ぐ等、実施の面に特段の配慮をすべきである。

特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年二月二十七日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案

特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案

特定物資輸入臨時措置法(昭和三十一年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「三年」を「六年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔島清君登壇、拍手〕

○島清君 ただいま議題となりました特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

特定物資輸入臨時措置法は、輸入数量が制限されているために、国内の供給が不均衡になり、輸入することによって通常の利益以上の利益が反動的に生ずる物資を、特定物資として政令で指定し、これら物資の輸入によって生ずる特別輸入利益を国庫に納付させるのでありますが、この法律は本年六月四日限りで失効することになっておりますので、これが有効期間をさらに三年間単純に延長させようとするのであります。なお、現在特定物資に指定されているのは、バナナ、パイナップ

ルかん詰、臨時計、すじこ、コンニャクイモ等であります。

委員会におきましては、通産大臣のほか、総理大臣、農林大臣の出席をも求め、慎重なる審議が行われましたが、特に、本法と国内産業保護との関係につき熱心な質疑が行われました。

中でも「沖縄、奄美大島等におけるパイン産業のごとき新興産業の保護育成については、政府としても、沖縄の生産物については、従来といえども内地同様に取り扱い方針で来たし、今後その購入数量を増加するとともに、価格の安定を考え、あらゆる面から沖縄の経済的發展に資するよう努力したい。」旨の所信が述べられました。これら質疑の詳細は速記録に譲ることといたします。

質疑を終り、討論に入りましたところ、島委員すなわち私から、次のような附帯決議案の提出があるとともに、本法案に賛成の意見が述べられました。附帯決議案は、

政府は本法の有効期間を延長するに際し、沖縄等におけるパイン産業の如き新興産業については外貨割当の調整その他凡ゆる育成措置を講じ、或は異常な利益を生ずる物資の如きは速かにこれを指定し、且つ外貨割当の利権化を防ぐ等、実施の面に特段の配慮をなすべきである。

というのであります。

かくて討論を終り、採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また討論中にあった島委員提出の附帯決議案も、全会一致をもって商工委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長加藤正人君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月二十四日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案

連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号。以下「返還政令」という。)第二十五条(ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十五号。以下「第九十五号法律」という。)第二条第五項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第二十五条を含む。)及び附則第十六項並びに連合国財産である株式の回復に関する政令(昭和二十四年政令第三百十号。以下「株式回復政令」という。)第三十條及び第三十一条(第九十五号法律第六條第四項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第三十條及び第三十一条を含む。以下同じ。)に規定する損失(次条第六号に規定する株式会社が再設立されたことにより同号に

掲げる者に生じた損失を含む。)の処理並びに連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令(昭和二十三年政令第二百九十八号。以下「譲渡政令」という。)第十條の三に規定する損失の補償については、この法律の定めるところによる。

(損失の処理又は補償の対象及びその方法)

第二条 政府は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に掲げる者であつて、当該各号に規定する事由による損失を受けた者(その包括承継人を含む。国を除く。)に対し、その損失の処理又は補償を行うため、この法律の定めるところにより、返還善後処理金を支払うものとする。

一 返還政令第十三条(第九十五号法律第二条第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第十三条を含む。以下同じ。)第一項第二号の措置による財産の譲渡があつた場合 同令第七条の規定により当該財産を国に譲渡した者及び当該財産の上に存していた権利(担保権を除く。)

で同令第二十三条(第九十五号法律第二条第五項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第二十三条を含む。以下同じ。)第一項の規定により消滅したものを当該返還の際有していた者。ただし、当該契約を締結した者にあつては、当該返還の際当該契約により設定された権利の目的物の上に当該消滅し

下同じ。)第一項の規定により消滅したものをその際有していた者

二 返還政令第十三条第一項第三号の命令に係る措置による財産の譲渡又は同条第四項(同条第一項第三号に係る部分に限る。)の規定による財産の譲渡があつた場合 当該財産の譲渡をした者及び当該財産の上に存していた権利(担保権を除く。)

で同令第二十三条(第九十五号法律第二条第五項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第二十三条を含む。以下同じ。)第一項の規定により消滅したものを当該返還の際有していた者。ただし、当該契約を締結した者にあつては、当該返還の際当該契約により設定された権利の目的物の上に当該消滅し

た権利があつた場合には、その消滅した権利の当該返還の際における時価(その消滅した権利が二以上あつたときは、これらの権利の当該返還の際における時価の合計額)が当該契約により設定された権利の当該返還の際における時価よりも低いときに限る。

四 返還政令第十三条第一項第五号の命令に係る措置による同号に規定する持分の譲渡又は同条第四項(同条第一項第五号に係る部分に限る。)の規定による当該持分の譲渡があつた場合 当該持分の譲渡をした者

五 株式回復政令第十八条第四項(連合国財産である株式の回復に関する政令の一部を改正する政令(昭和二十六年政令第二百四十三号。以下「第二百四十三号政令」という。))による改正前の株式回復政令第二十條第一項及び第九十五号法律第六條第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第十八条第四項を含む。以下同じ。)後段の規定による特定株式(株式回復政令第三条第一項に規定する特定株式のうち、同項第一号、第二号及び第七号に掲げる株式以外の株式をいう。以下同じ。)の

株券の引渡があつた場合 当該引渡があつた日の前日において当該株式の株主であつた者(同項第九号に掲げる株式にあつては、旧持株会社整理委員会令(昭和二十一年勅令第二百三十三号)に規定する持株会社整理委員会に対し同令の規定により当該株式を譲渡した者)

六 旧ジー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令(昭和二十四年政令第四十六号。以下「旧コウツ政令」という。)第二条第一項の株式会社が同項の規定により再設立された場合 旧敵産管理法(昭和十六年法律第九十九号)の規定により管理に付されていた同社の株式をその旧敵産管理人(株式回復政令第二条第一項に規定する旧敵産管理人をいう。)から買い受けた者

七 株式回復政令第十八条第四項後段の規定による自己取得株式(同令第十一條第一項に規定する自己取得株式をいう。以下同じ。)若しくは自己保留株式(同項に規定する自己保留株式をいう。以下同じ。第二項に規定する子株をいう。以下同じ。)に相当するものを除く。以下同じ。)の株券の引渡又は同令第十九条(第九十五号法律第六

条第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第十九条を含む。)第一項後段の規定による新株(子株に相当するものを除く。以下同じ。)の株券の引渡があつた場合 当該株式の発行会社

八 譲渡政令第一条に規定する家屋等(旧連合国財産の保全に関する件(昭和二十年大蔵省令第八十号)第四条第一項又は返還政令第四条第四項の規定に違反して建設されたものを除く。)が譲渡政令の規定により収用され、若しくは引き渡され、又は除去された場合 当該収用され、若しくは引き渡され、又は除去された家屋等の所有者又は関係権利者であつた者

九 旧連合国財産の返還等に関する件(昭和二十一年勅令第二百九十四号)第二条第一項の命令に係る措置として第二号に規定する財産の譲渡、第三号に規定する権利の返還、第五号に規定する株券の引渡又は前号に規定する家屋等の除去に準ずる行為があつた場合 それぞれこれらの号に掲げる者に準ずる者(返還善後処理金の額及びその支払の方法)

第三条 返還善後処理金の額は、次

の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額に、第一号又は第三号の場合にあつてはこれらの号に規定する財産又は持分の返還請求があつた日から、第二号の場合にあつては同号に規定する権利の設定があつた日から、第四号の場合にあつては同号に規定する特定株式の回復請求があつた日から、第五号の場合にあつては同号に規定する株式会社の再設立があつた日から、第六号の場合にあつては同号に規定する株券の引渡があつた日から、第七号の場合にあつては同号に規定する家屋等の譲渡又は除去の請求があつた日から、第八号の場合にあつては連合国最高司令官からの返還等の要求があつた日からそれぞれこの法律の施行の日の前日までの期間に応じ、年五分の利率で計算した金額を加算した金額とする。この場合において、第八号の場合で、同号に掲げる者が既に返還政令附則第十二項の規定により支払を請求することができ、金額を受領している場合にあつては当該金額につき返還要求の日から株式回復政令の施行の日の前日までの期間に応じ、年五分の利率で計算した金額を更に加算した金額とする。

一 前条第一号及び第二号に掲げる者、その者が返還政令第十九条(第九十五号法律第二条第五項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第十九条を含む。以下同じ。)第一項又は第二項の規定により支払を請求することができる金額(その者が第三百五十五号政令による改正前の返還政令(以下この号において「旧返還政令」という。))

十六年政令第三百五十五号。以下「第三百五十五号政令」という。)附則第六項から第九項までの規定により支払を請求することができる金額を受領している場合にあつては当該金額につき返還要求の日から同令の施行の日の前日まで、その者が既に株式回復政令第三十一条において準用する同令第二十四条(第九十五号法律第六條第四項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第二十四条を含む。以下同じ。)第一項の規定により支払を受けることができる金額を受領している場合にあつては当該金額につき返還要求の日から株式回復政令の施行の日の前日までの期間に応じ、年五分の利率で計算した金額を更に加算した金額とする。

第十九条第一項又は第三百五十五号政令附則第五項の規定による支払の請求をすることができる者であり、かつ、これらの号に規定する財産でその譲渡の際その上に旧返還政令第二十三条第一項の規定により消滅した権利が存していたものを譲渡した者であるときは、その者に返還政令第十九条第二項の規定を適用した場合にその者が支払を請求することができる金額)に、次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに掲げる倍率を乗じて得た金額(その者が既に同条第一項若しくは第二項又は旧返還政令第十九条第一項若しくは第三百五十五号政令附則第五項の規定により支払を請求することができる金額を受領しているときはこれに相当する金額を、当該財産の価値がその売却(返還政令第十九条第一項に規定する売却をいう。以下同じ)があつた時からその返還請求(連合国最高司令官からの返還の要求又は当該財産の返還を請求することができ連合国人からの返還の請求をいう。以下同じ)があつた時までの期間内に通常の減価額をこえて減少しているときは当該返還請求があつた時における当該

通常の減価額をこえて減少している部分の価値に相当する金額をそれぞれ控除した金額とし、当該財産の価値が当該期間内にその者の負担において増加しているときは、当該財産の返還請求があつた時における当該価値増加分の価値に相当する金額を加算した金額とする。)

イ その者が譲渡した財産が土地である場合 当該土地の別表第一に定める所在地の区分並びにその売却の時期及びその返還請求の時期に応ずる同表の倍率

ロ その者が譲渡した財産が建物(その附帯設備を含む。以下同じ)又は構築物である場合 当該建物又は構築物の別表第二に定める構造の区分並びにその売却の時期及びその返還請求の時期に応ずる同表の倍率

ハ その者が譲渡した財産が動産である場合 当該動産の別表第三に定める区分並びにその売却の時期及びその返還請求の時期に応ずる同表の倍率

ニ 前条第三号に掲げる者 権利の返還のため同号に規定する契約を締結した者にあつては、当該契約により設定された権利の当該返還の際における時価(当該返還の際当該権利の目的物の

上に返還政令第二十三条第二項又は第三項の規定により消滅した権利(担保権を除く。)があつたときは、当該時価からその消滅した権利の当該返還の際における時価(その消滅した権利が二以上あつたときは、これらの権利の当該返還の際における時価の合計額)を控除した金額)に相当する金額、同号に規定する消滅した権利を当該返還の際有していた者にあつては、その消滅した権利の当該返還の際における時価に相当する金額(これらの者が既に同令第十九条第三項から第五項までの規定により支払を請求することができる金額を受領しているときは、これに相当する金額を控除した金額)

三 前条第四号に掲げる者 その者が譲渡した持分の返還請求があつた時における時価に相当する金額(その者が既に返還政令第十九条第一項の規定により支払を請求することができ金額を受領しているときは、これに相当する金額を控除した金額)

四 前条第五号に掲げる者 同号に規定する株券の引渡があつたその者に係る特定株式の回復請求(連合国最高司令官からの回復の要求又は当該株式の回復を請

求することができる連合国人からの回復の請求をいう。以下同じ)があつた時における時価(当該株式が、その株券が株式回復政令第十八条第四項の規定により大蔵大臣に引き渡された際清算手続中である会社の発行する株式である場合において、その回復請求があつた時から当該引渡があつた時まで当該株式につき残余財産として分配された金銭の額があるときは、当該時価から当該金銭の額を控除した金額)に当該株式の株数を乗じて得た金額(当該株式につき既に同令第二十四条第一項の規定による支払が行われているときは、その支払われた金額に相当する金額を控除した金額とし、当該株式の株主に同令第十一条(第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するもの)とされる同法による改正前の株式回復政令第十一条(及び第十二条(第二百四十三号政令による改正前の株式回復政令第十二条の二及び第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するもの)とされる同法による改正前の株式回復政令第十二条を含む。)の規定を適用しないものとした場合にその回復請求があつた時まで当該株主

に割り当てられるべきであつた当該株式に係る株数があるときは、当該株数のその時における時価にその株数を乗じて得た金額(時価を異にする株数があるときは、それぞれの時価に当該時価を有する株数の株数を乗じて得た金額の合計額)から当該株主につきこれを割り当てられるとした場合にその者が払い込むべき金額を控除した金額を加算した金額とする。)

五 前条第六号に掲げる者 旧コウツ政令第二条第一項の規定により再設立された株式会社株式のその時における時価にその再設立によりジェー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドが所有することとなつた同社の株式の株数を乗じて得た金額から、同号に掲げる者が同令第八条の二において準用する株式回復政令第二十四条第一項の規定により支払を受けた金額を控除した金額

六 前条第七号に掲げる者 同号に規定する株券の引渡があつたその者に係る株式につき、次のイ又はロに掲げる株式の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる価額に当該株式の株数を乗じて得た金額から、その者が株式回復政令第二十四条第三項

の規定により支払を受けた金額
(当該株式が子株に相当する自己取得株式であるときは、同令第二十七条(第九十五号法律第六条第四項及び第六項においてなおその効力を有するものとする)の同法による改正前の株式回復政令第二十七条を含む。)の規定により支払を受けた金額)を控除した金額

イ 自己取得株式 当該株式の取得価額

ロ 自己保留株式及び新株発行価額

七 前条第八号に掲げる者 同号に規定する家屋等の所有者であつた者にあつては、当該家屋等の譲渡又は除去の請求(連合國最高司令官からの譲渡若しくは除去の要求又はこれらの措置を請求することができる連合國人からのこれらの措置の請求をいふ。)があつた時における当該家屋等の時価その他当該譲渡又は除去によつて生じた損失で通常生ずべきもののその時における時価に相当する金額、同号に規定する関係権利者であつた者にあつては、当該譲渡又は除去によつて生じた損失で通常生ずべきもののその時における時価に相当する金額

八 前条第九号に掲げる者 次の

イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる金額

イ 前条第二号に掲げる者に準ずる者 第一号に掲げる金額に準じて計算した金額(電話加入権を譲渡した者にあつては、当該譲渡の請求があつた時における旧電話規則(昭和十二年通信省令第七十三号)第六十六条及び第八十条又は旧電信電話料金法(昭和二十三年法律第五号)別表二に規定する加入料及び装置料(加入申込受理の場合の装置料をいふ。)の合計額にその者が譲渡した電話加入権に係る加入電話の数を乗じて得た金額とする。ただし、その者が既に返還政令附則第十二項の規定により請求することができ金額を受領しているときは、これに相当する金額を控除した金額とする。)

ロ 前条第三号に掲げる者に準ずる者 第二号に掲げる金額に準じて計算した金額

ハ 前条第五号に掲げる者に準ずる者 第四号に掲げる金額に準じて計算した金額

ニ 前条第八号に掲げる者に準ずる者 前号に掲げる金額に相当する金額

2 返還善後処理金は、国債をもつて交付する。ただし、その総額が五千円未満であるときはその全額を、これに五千円未満の端数があるときはその端数に相当する金額をそれぞれ現金で支払ふものとする。(返還善後処理金の請求及び支払の手續)

第四条 第二条の規定による返還善後処理金の支払を請求することができる者(以下「請求権者」といふ。)がその支払を請求しようとするときは、大蔵大臣に対し、この法律の施行の日から二年以内に、政令で定めるところにより、返還善後処理金支払請求書を提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により返還善後処理金支払請求書が提出されたときは、これを審査し、支払うべきであると認めたときは、その支払うべき返還善後処理金の額を当該請求権者に通知するとともに、遅滞なく、これを支払わなければならない。

(国債)

第五条 第三条第二項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

2 前項の規定により発行する国債に關して必要な事項は、大蔵省令で定める。

(不服の申立)

第六条 返還善後処理金に關する処分不服がある者は、その処分を通知を受けた日から起算して六月以内に、書面で、大蔵大臣に不服の申立をすることができる。

2 前項の規定による不服の申立は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3 大蔵大臣は、特にやむをえない理由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても不服の申立を受理することができる。

(裁決)

第七条 大蔵大臣は、不服の申立を受けたときは、必要な審査を行い、すみやかに裁決をし、不服の申立をした者にこれを通知しなければならない。

(政令への委任)

第八条 前二条に定めるもののほか、不服の申立、審査及び裁決の手續に關して必要な事項は、政令で定める。

(課税上の特例)

第九条 請求権者(第二条第八号に掲げる者を除く。)が同条の規定により支払を受ける金額についての所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定の適用については、当該金額(その者の受けた第二条に規定する損失に係る財産につ

きその者が支出した有益費その他の政令で定める金額がある場合には、その支出した金額を控除した金額)は、その者の第四条第一項の規定による請求に基き同条第二項の大蔵大臣の通知のあつた日の属する年分の同法第九条第一項第八号に規定する所得の金額とみなして、同年分の総所得金額に算入する。

2 第二条第八号に掲げる者が同条の規定により支払を受ける金額についての所得税法、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)、資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の規定の適用については、当該金額は、その者の第四条第一項の規定による請求に基き同条第二項の大蔵大臣の通知のあつた日の属する年分又は事業年度分における同号に規定する家屋等の譲渡に伴い受ける金額(租税特別措置法の適用については、同法の適用を受ける取用に伴い受ける金額)とみなす。

3 税務署長は、請求権者が第二条の規定により返還善後処理金の支払を受けた年分又は事業年度分の所得税、法人税又は再評価税について、当該所得税、法人税又は再

評価額の税額のうち、当該税額と、当該金額の支払を受けなかつたものとして計算した場合における税額との差額に相当する金額を限度として、当該請求権者が第三条第二項の規定により交付を受け得る債権による物納を許可すること

4 前項の規定による物納の許可その他前三項の規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。
(権限の委任)
第十条 この法律により大蔵大臣に

属する権限は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長に委任することができる。
(省令への委任)
第十一条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行

について必要な細則は、大蔵省令で定める。
附則
1 この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
2 大蔵省設置法(昭和二十四年法

律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第十一条第九号中「属するものを除く。」を「保全及び返還すること」とを「属するものを除く。」の保全及び返還並びにその返還に伴う損失の処理を行い、」に改める。

別表第一 土地及びこれに關する権利についての償還表
(一) 東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市に所在する土地並びにこれに關する権利

売却の時期 返還請求の時期	昭和 17 年	昭和 18 年	昭和 19 年	昭和 20 年
昭和 22 年	4.27	4.08	3.95	4.04
昭和 23 年	11.27	10.77	10.44	10.69
昭和 24 年	20.62	19.71	18.09	19.55
昭和 25 年	26.00	24.84	24.07	24.64
昭和 26 年	36.03	34.44	33.36	34.16
昭和 27 年	69.66	57.01	55.23	56.56
昭和 28 年	83.44	79.74	77.25	79.10

(二) その他の地域に所在する土地及びこれに關する権利

売却の時期 返還請求の時期	昭和 17 年	昭和 18 年	昭和 19 年	昭和 20 年
昭和 22 年	8.60	7.65	6.37	6.47
昭和 23 年	23.07	20.53	18.44	14.67
昭和 24 年	37.16	33.07	29.71	23.62
昭和 25 年	45.42	40.42	36.31	28.87
昭和 26 年	61.50	54.74	49.16	39.10
昭和 27 年	88.45	78.72	70.71	56.23
昭和 28 年	112.38	100.02	89.84	71.44

別表第二 建物及び構築物並びにこれらに關する権利についての償還表
(一) 木造の建物及び構築物並びにこれらに關する権利

売却の時期 返還請求の時期	昭和 17 年	昭和 18 年	昭和 19 年	昭和 20 年
昭和 22 年	14.70	11.00	7.30	5.06
昭和 23 年	25.69	19.23	12.76	8.85
昭和 24 年	32.47	24.30	16.13	11.19
昭和 25 年	28.53	21.36	14.18	9.84
昭和 26 年	40.37	30.26	20.09	13.94
昭和 27 年	47.99	35.85	23.83	16.54
昭和 28 年	62.49	39.21	26.07	18.09

(二) その他の建物及び構築物並びにこれらに關する権利

売却の時期 返還請求の時期	昭和 17 年	昭和 18 年	昭和 19 年	昭和 20 年
昭和 22 年	16.98	12.35	7.96	5.37
昭和 23 年	30.54	22.22	14.33	9.65
昭和 24 年	39.74	28.90	18.64	12.57
昭和 25 年	35.94	26.15	16.86	11.37
昭和 26 年	52.42	38.12	24.59	16.58
昭和 27 年	64.07	46.55	30.02	20.25
昭和 28 年	70.08	50.92	32.84	22.15

昭和三十四年四月三十日 参議院會議録第二十六号 連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案

別表第三 動産に関する件数表
(一) 寶石、半寶石、貴金屬地金、放射性元素並びに書画及び骨とう品

売却の時期 返還請求の時期	昭和 17 年	昭和 18 年	昭和 19 年	昭和 20 年
昭和 22 年	26.18	23.53	20.76	17.91
昭和 23 年	66.91	62.52	55.16	47.59
昭和 24 年	109.19	102.04	90.02	77.67
昭和 25 年	129.08	120.63	106.43	91.82
昭和 26 年	179.15	167.41	147.71	127.48
昭和 27 年	182.64	170.68	150.59	129.92
昭和 28 年	180.67	168.84	148.96	128.51

(二) その他の動産

売却の時期 返還請求の時期	昭和 17 年	昭和 18 年	昭和 19 年	昭和 20 年
昭和 22 年	11.69	12.73	13.10	13.18
昭和 23 年	26.68	29.01	29.84	30.03
昭和 24 年	37.23	40.61	41.77	42.02
昭和 25 年	37.82	41.13	42.36	42.60
昭和 26 年	44.97	49.05	50.37	50.72
昭和 27 年	39.27	42.84	44.12	44.30
昭和 28 年	38.84	42.88	43.65	43.82

〔加藤正人君登壇、拍手〕

○加藤正人君 たいい議事となりまして連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案の、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

戦時中、旧敵産管理法に基き旧敵産管理人が売却処分した連合国財産は、旧所有者である連合国人に返還されることとなり、所要の政令が制定されて、現在その処理もほとんど完了しておりますが、このような状況にかんがみ、本案は、財産の返還時の所有者等に対し、すでに支払われた戦時中の売却価額、相当額では補てんしきれない損失の処理または補償について、右の政令に法的根拠があることに基き、最終的な措置をしようとするものであります。

以下、内容のあらましを申し上げます。

第一に、損失の処理等を請求できるものは、連合国財産である不動産及び動産を返還したもの、連合国財産である株式の株券を引き渡した株主または、発行会社、連合国財産の上にあった家屋等を取用または除去された所有者等にしようとするものであります。

第二に、これらの請求者に支払う返還善後処理金の金額は、連合国財産である不動産及び動産を返還した所有者等に対しては、戦時中の売却価額相当額に、売却時から返還請求があった時点までの財産別の価格指数の騰貴率と減価償却後の残価率を乗じ、すでに支払った売却価額相当額を差し引いた金額、連合国財産である株式の株券を引き渡した場合、株主に対しては、回復請求時の時価からすでに支払った売却価額相当額を差し引いた金額、発行会社に対しては、返還のための株式を取得するに要した金額から、すでに支払った売却価額相当額を差し引いた金額、連合国財産の上にあった家屋等を取用または除去された所有者及び関係権利者に対しては、請求時の時価及び関連損失相当額に、

さらにそれぞれの財産の返還請求時等から本法施行日の前日まで、年五分の遅延利息相当額を加算したものにしようとするものであります。

第三に、この返還善後処理金の支払いには国債を交付し、五千円未満の端数金額は現金で支払うことにしようとするものであります。

要の規定を設けようとするものであります。

委員会の審議におきましては、本措置が契機となつて、他の戦後処理について補償の要求等を惹起するのではないかと、返還善後処理金の支払い手段として国債を発行することは本年度の予算編成時の方針に反するのではないかと、返還善後処理金には制限額を設定すべきではないか、等の諸点について質疑がなされ、特に「大法人に対して不当利得せしめないよう、全般にわたり配慮すべきであり、また処理の公平慎重を期するため、大蔵省内に特別の委員会を設置してはどうか」との質疑に対し、大蔵大臣より「すでに詳細な資料があり、積極的に周知徹底をはかつて中小の権利者に不公平のないよう執行に責任をもつて当る。法律に基かない委

員会等には異論もあろうが、執行に当り部外者の協力を得るよう配慮したい旨の答弁がなされておりますが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終り、討論に入りましたところ、平林委員より、「本措置は今後各方面に悪影響を与える懸念がある。積極的に要求しない大法人に対して、おせんだてをして損失を補てんせんとすることは、今後不合理な問題を残す。また憲法上の補償を要求された際に責任を持てない。なお、この際、特に政府与党と大法人との結びつきについて、今後疑念を抱かせないよう特に要望する」旨の反対意見が述べられました。かくて討論を終り、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、

日程第五、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長永岡光治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月十二日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 国は、前項の共済組合の健全な運営と発達を図られるように、必要な配慮を加えるものとする。

第二条第一項第一号中「その他法令」を、「法令」に改め、「免除された者」の下に「及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者」を加え、「臨時に使用される者」を「国から給与を受けない者」に、「除く。」を「含まないものとする。」に改め、同項第三号中「組合員の収入を」その収入に改める。

第三条第二項第一号ロ中「職員」の下に「(ハに掲げる職員を除く。)」を加える。

第九条第三項中「組合員」を「その組合の組合員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁について設けられた他の組合の組合員であるものがある場合には、各省各庁の長は、委員のうち一人をその者のうちから命ずることができる。

第十条第一項第三号中「毎事業年度の」の下に「事業計画並びに」を加える。

第十九条第一項中「積立金及び余裕金」を「業務上の余裕金」に改める。

第三十五条第三項中「組合員」の下に「(その組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁について設けられた他の組合の組合員であるものを含む。)」を加え、同条第四項第三号中「毎事業年度の」の下に「事業計画並びに」を加える。

第五十三条第二項ただし書中「同条の規定による届出が」を「同項(第二号を除く。)の規定による届出がその組合員となつた日又は」に改める。

第六十二条第二項中「又はその被扶養者である配偶者」を削る。

第六十七条第三項に後段として次のように加え、同条第四項ただし書を削る。

この場合において、第六十一条第二項ただし書中「出産費」とあるのは、「その資格を取得した日以後の期間に係る出産手当金」と読み替えるものとする。

第七十二条の見出しを「長期給付の種類等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 長期給付に関する規定は、次の各号の一に該当する職員(政令で定める職員を除く。)には適用しない。

一 任命について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員

二 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第三十九条の規定により国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職にある職員

第七十二条に次の一項を加える。

3 長期給付に関する規定の適用を受ける組合員がその適用を受けない組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものみなす。

第七十四条第一項中「この節の規定により」を削る。

第七十七条第四項及び第五項を削る。

第七十九条第三項中「第四項及び第五項並びに」を「及び」に改める。

め、同条第四項中「再び組合員となつた期間の年数」を「前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数」に改める。

第八十一条第三項中「第一項各号」を「第一項第一号」に改める。

第八十三条第四項中「十年」を「二十年」に改め、「死亡した場合」の下に「(遺族年金を支給する場合を除く。)」を加え、「退職一時金と俸給十二月分との合算額」を「退職一時金の額(公務によらない廃疾年金にあつては、俸給十二月分を加算した金額)」に改める。

第八十四条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第八十二条第三項の控除は、公務によらない廃疾年金の額から行い、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金の額から行うものとする。

第八十七条第一項中「又はなおらないがその期間を経過した時」を削る。

第八十八条第二項中「これを二万一千円の下に」とし、同項第一号の規定による遺族年金の額が俸給年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額を加え、同条に次の一項を加える。

3

次の各号に掲げる者が退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一 第一項第一号に規定する者 前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十六条第三項各号に掲げる金額を控除した金額

二 第一項第二号に規定する者 同号に掲げる金額(その額が二万一千円からその者に係る第七十六条第三項各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額に満たないときは、当該金額)

三 第一項第三号又は第四号に規定する者 前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十六条第三項各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額

第九十四条中「ときは」を「場合には」に改める。

第九十七条を削り、第九十六条第一項中「処分せられたとき、」を「処分せられた場合」に、「懲戒処分によつて退職したときは」を「懲戒処分(国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。)を受け

た場合には、政令で定めるところにより」に、「行わない。」を「行わないことができる。」に改め、同条を第九十七条とし、第九十五条の次に次の一条を加える。

第九十六条 第一百一条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金に相当する金額を組合に納付しない場合には、その者に係る給付の一部を行わないことができる。

第九十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第二号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

第九十九条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「長期給付に要する費用」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三 公務による廃疾年金又は第八十八条第一項第一号若しくは第四号の規定による遺族年金に要する費用のうち、それぞれこれらの年金に係る廃疾又は死亡が公務によらないで生じたものとした場合に支給すべきこととなる廃疾年金、廃疾一時金若しくは退職一時

金又は遺族年金若しくは遺族一時金に要する費用をこえる部分 国の負担金百分の百

第九十九条第三項中「第四号」を「第五号」に改め、同条第四項中「第三号」を「第四号」に改める。

第一百一条第三項中「七万五千円」を「十一万円」に改め、同条に次の一項を加える。

4 組合員が、その組合内において、前条第一項第二号の費用の算定上の単位を異にする組合員となつたときは、政令で定めるところにより、掛金の額を調整することができる。

第一百一条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「以下この項の下に」及び次項を加え、同項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、俸給その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込が行われないときは、その控除が行われるべき月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

第一百二十五条第一項中「第三号」を「第四号」に改める。

第二百二十六条の次に次の一条を加える。

(国家公務員法との関係)

第二百二十六条の二 この法律の規定による長期給付の制度は、一般職の職員については、国家公務員法第七十七条に規定する年金制度とする。

第二百二十九条第二号中「積立金又は余給金」を「業務上の余給金」に改める。

附則第十三条を次のように改める。

(警察職員等に対する長期給付の特例)

第十三条 次に掲げる職員である組合員(以下「警察職員等」という。)に対する長期給付に関する規定の適用については、当分の間、次条から附則第十三条の八までに定めるところによる。

一 警部補、調査部長又は調査である警察官

二 衛視である国会職員

三 副看守長、看守部長又は看守である法務事務官

四 皇宮警部補、皇宮調査部長又は皇宮巡查である皇宮護衛官

五 海上保安士である海上保安官

六 一等陸曹、二等海曹又は一等空曹以下の自衛官

附則第十三条の次に次の七条を加える。

(退職年金の特例)

第十三条の二 警察職員等であつた期間が十五年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2 前項の退職年金の額は、警察職員等の俸給年額(警察職員等が警察職員等以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものとみなして、第四十二条第二項から第四項までの規定により算定した俸給年額。以下同じ。)の百分の三十五に相当する金額(警察職員等であつた期間が十五年をこえるときは、そのこえる年数一年につき警察職員等の俸給年額の百分の一・五(二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一)に相当する金額を加えた金額)とする。

3 第七十六条第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、同条第三項第一号中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、「百分の一・四」とあるのは「百分の一・

七と、同項第二号中「俸給」とあるのは「俸給(警察職員等が警察職員等以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものとみなして、第四十二条第二項から第四項までの規定により算定した俸給)」と読み替へるものとする。

4 第一項の退職年金については、第七十八条中「組合員期間」とあるのは、「警察職員等であつた期間」として、同条の規定を適用する。

第十三条の三 第七十六条の規定と前条の規定とに同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第七十六条の規定による退職年金のみを支給する。

(減額退職年金の特例)

第十三条の四 附則第十三条の二の規定による退職年金に基く減額退職年金の額については、第七十九条第四項中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員等であつた期間」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(前後の警察職員等であつた期間を合算した

期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一・五」と、同条第五項中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(前後の警察職員等であつた期間を合算した期間のうち二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一・五)として、これらの規定を適用する。

(退職一時金の特例)

第十三条の五 附則第十三条の二の規定による退職年金又はこれに基く減額退職年金を受ける権利を有する者には、退職一時金は、支給しない。

(廃疾年金の特例)

第十三条の六 警察職員等であつた期間が十五年以上である者に対する廃疾年金の額については、第八十二条第一項及び第二項中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五」とあるのは、同条第一項については「百分の一・五(十五年をこえ二十年に達するまでの期間については百分の一・五とし、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一・五とし、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間について

ては百分の一とする。）」と、同条第二項については、「百分の一・五(二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一・五)として、これらの規定を適用する。

2 前項の規定により算定した廃疾年金の額が、同項の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

3 第一項に規定する者については、第八十三条第四項の規定は、適用しない。

(遺族年金の特例)

第十三条の七 警察職員等であつた期間が十五年以上である者が死亡した場合における遺族年金については、第八十八条第一項第一号中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員等であつた期間が十五年」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(十五年をこえ二十年に達するまでの期間については百分の一・五とし、二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については百分の一・五とする。）」と、同項第二号中「組合員期間が二十年」とある

のは「警察職員等であつた期間が十五年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者(警察職員等であつた期間が十五年以上である者を除く。）」と、同条第二項中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、同条第三項中「第七十六条第三項各号」とあるのは「附則第十三条の二第三項において準用する第七十六条第三項各号」として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る遺族年金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる遺族年金の額より少ないときは、当該金額とする。

(船員である警察職員等の特例)

第十三条の八 警察職員等で船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条第一項に規定する船員に該当するものについては、船員保険法第十七条本文の規定は、適用しない。

附則第十四条中「前条」を「附則第十三条から前条まで」に改める。附則第二十条第一項各号列記以外の部分中「その他法律」を「法律」に改め、「免除された者」の下に「及び常時勤務に服することを

要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者」を加え「臨時に使用される者」を地方公共団体から給受を受けない者に、「除く。」を「含まないものとする。」に改め、同項第一号中「及び消防職員で政令で定めるもの」を「(警視正以上の階級にある警察官を除く。）」に改め、同条第三項中「第十二条」を「第一条第二項中「国」とあるのは「地方公共団体」と、第十二条に、「若しくは第二条又は公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第百五十二号)第四条」を「又は第二条」に改め、同条第五項中「恩給法」を「恩給法(大正十二年法律第四十八号)」に改める。

別表第三の三級の項の廃疾の状態の欄中「おや指又は」を「おや指及び」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 退職年金の支給開始年齢に関する経過措置」を「第三節 退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置」に、「第八章 長期組合員と短期組合員との交

涉(第四十二条―第四十八条)を「第八章 恩給更新組合員に関する第一節 恩給更新組合員に関する第二節 警察職員等に関する経過措置(第四十三条―第四十八条)」に「第九章 特殊の組合員に関する経過措置(第四十九条―第五十一条)」を「第九章 特殊の組合員に関する経過措置(第四十九条―第五十一条の三)」に改める。

第二十条第一項第三号中「連合会役職員」の下に「警察職員等、警察職員等の俸給年額を、新法第百三十六条第一項の下に、新法附則第十三条、新法附則第十三条の二第二項を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 警察監獄職員 恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員及び他の法令により当該警察監獄職員とみなされる者をいう。

第二十条第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 警察在職年 警察監獄職員の恩給の基礎となるべき在職年の計算の例により計算した年数をいう。

第二十条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 警察職員等の恩給法の俸給年額 警察監獄職員又は警察職員等でなくなつた日に退職したものとみなして、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した俸給年額をいう。

第四十条中「長期組合員」を「組合員」に改める。

第七十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間を計算する場合には、第一号の期間で施行日まで引き続いてあるもの(同日前に給付事由が生じた一時恩給の基礎となつた在職年に係るものを除く。)及び第三号の期間(旧法又はその施行前の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間を除く。)以外の期間については、この限りでない。

第七十条第一項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとする。

第八条に次の一項を加える。

2 組合員期間が二十年未満である更新組合員で施行日の前日に恩給公務員でなかつたものが退職した場合において、第五条第二項本文の規定を適用しないとする。

いとしたならば、普通恩給(警察監獄職員等の普通恩給及び旧軍人等の普通恩給を除く。)を受け、権利を有することとなるときは、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

第十一條第一項第三号中「連するまでの年数については」の下に「二年につき」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同条の規定の例により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額(その金額が同項第一号の期間を四十年として算定した金額をこえるときは、当該金額)とする。

一 法律第五十五号附則第七條第一項(同法による改正前の恩給法第六十三條第五項において準用する同法第六十條第三項に係る部分を除く。)又は同法による改正前の恩給法第六十條第三項の規定に該当する実動職在職年 当該実動職在職年の年数から十七年を控除した残りの実動職在職年について、恩給法の俸給年額

にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

二 法律第五十五号附則第三十九條、同法による改正前の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)附則第十項、同法による改正前の恩給法第六十二條第三項若しくは第四項又は同条第六項若しくは同法第六十四條第三項において準用する同法第六十條第三項の規定に該当する動職在職年 当該動職在職年の年数から普通恩給に於ける所要最短在職年の年数に控除した残りの動職在職年について、恩給法の俸給年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

三 第四條並びに第五條第一項及び第二項本文の規定を適用しないとしたならば定年に因る退職判事檢察官の恩給に関する法律(大正十年法律第百二號)第一項の規定の適用を受けることとなる恩給の基礎となるべき在職年 前項第一号の期間内の当該在職年について同号の規定の例により算定した金額に同法第一項に規定する割合を乗じて得た金額

第十二條第一号中「前条第一項第一号」の下に「及び第二項」を加え、同条第二号中「期間の年数一年につき」を「期間(同項第二号又は第三号の期間に限る。)の年数のうち同項第一号の期間と合算して二十年に達するまでの年数について一年につき」に改め、「百分の〇・七五」の下に「二十年をこえる年数については一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・五」を加える。

第十三條第二項中「控除期間並びに第七條第一項第四号及び第五号の期間を有する者」を「次の各号に掲げる者」に、「同条第一項第一号から第三号までの期間(控除期間を除く。)と合算して二十年に達するまでの期間にあつてはその年数一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・七五、二十年をこえる期間にあつてはその年数一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・五に相当する金額」を「当該各号に掲げる金額」に改め、同項第一号から第三号までとして次のように加える。

一 控除期間又は第七條第一項第五号の期間を有する者 当該期間のうち、同項第一号から第四号までの期間(控除期間を除く。)と合算して二十年に達するまでの期間にあつ

て、恩給法の俸給年額

てはその年数一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・七五、二十年をこえる期間にあつてはその年数一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・五に相当する金額

二 第九条の規定の適用を受ける者 同条各号の期間のうち、第七条第一項各号の期間と合算して二十年に達するまでの期間の年数一年につき旧法の俸給年額の六十分の一に相当する金額

三 前条各号に掲げる者 当該各号において控除すべきこととされている金額

第十四条を次のように改める。

(警察監獄職員の普通恩給等の受給権を有すべき者の特例)

第十四条 第十条第一項の規定による退職年金の額は、第五条第二項本文の規定を適用しないものとした場合に第十条第一項に規定する者が受ける権利を有することとなる警察監獄職員が普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する金額とする。

第三章中「第三節 退職年金の支給開始年齢に関する経過措置」を「第三節 退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置」に改める。

第十五条に次の二項を加える。

2 第七条第一項第一号の期間を有する更新組合員に対する退職年金の額のうち前項各号に掲げる金額が九万五千円以上である場合において、これを受ける権利を有する者の各年(その者が退職した日の属する年を除く。)

における当該退職年金以外の所得金額が五十万円をこえるときは、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき当該退職年金の額のうち、当該各号に掲げる金額を普通恩給の年額とみなしたならば恩給法第五十八条ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

3 前項に規定する所得金額とは、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)その他の所得税に関する法令の規定により計算した課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいうものとし、当該金額は、政令で定めるところにより、毎年、税務署長の調査したところによる。

第十七条第一項中「第十五条各号」を「第十五条第一項各号」に、「前二条の規定に該当」を「第十五条第一項又は前条の規定に該当」に改める。

に、「前二条の規定による」を「これらの規定による」に改める。

第十九条第三号中「三年未満の期間」の下に「その他政令で定める期間」を加える。

第二十二條第二項中「第十一條第二項」を「第十一條第三項」に改める。

第二十三條に次の一項を加える。

2 前項の場合において、公務による慶弔年金と公務によらない慶弔年金とが併給されるときは、同項の控除は、公務によらない慶弔年金から行い、なお残額がある場合に、公務による慶弔年金から行い、ものとする。

第二十四條中「別表に定める金額」の下に「(第十三條第二項各号に掲げる者に係る慶弔年金については、当該各号に掲げる金額を控除した金額)」を加える。

第二十五條第一項中「又は第三項」を削る。

第二十六條第二項中「並びに新法第八十五條第二項及び第三項」を「及び新法第八十五條第二項から第四項まで」に改める。

第三十條中「第九十一條第一項第三号」を「第九十一條第三号」に改める。

第三十一條中「第十四條」を「第十三條」に改める。

第三十二條中「第二十九條第一項各号」を「第二十九條各号」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(特例による遺族年金の額の最低保障)

第三十二條の二 前二條の規定により算定した遺族年金の額が二万一千円(第十三條第二項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額)より少ないときは、その額を前二條の遺族年金の額とする。

第三十三條中「加算した金額」の下に「とし、第十三條第二項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号に掲げる金額を控除した金額とする。」を加える。

第三十六條第一項第一号中「その者が退職し、又は死亡により組合員でなくなつた日に」を「施行日から六十日を経過した日において」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、第六條第一項ただし書の規定により旧法の規定による退職年金を受けることを希望する旨を申し出た者には、適用しない。

第三十七條中「当該期間」を「当該準公務員期間」に改める。

第四十條第一項中「施行日の前日に恩給公務員であつた」を削り、「当該組合員」を「更新組合員」に改める。

第四十一條第一項ただし書及び第二項を削り、同条第三項中「第一項本文」を「前項」に改め、「第六條第一項」の下に、第七條第一項ただし書を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 前項に定めるもののほか、第一項各号に掲げる者に対する同項において準用する第十一條第一項及び同項に係るこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第四十一條第四項中「更新組合員を除く。」を削り、「第四條」の下に「及び第五條」を加え、「第一項において準用する第七條第一項第一号」を「第七條第一項第一号又は第八條(これらの規定を第一項において準用する場合を含む。)」に、「当該期間は、恩給公務員期間」とその者は、当該期間恩給公務員として在職したもの」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項第二号に掲げる者に対する第二十條又は第二十七條の規定の適用については、これらの規定中「施行日」とあるのは、「第四十一條第一項第二号に規

定する長期組合員となつた日」とする。

第八章を次のように改める。

第八章 恩給更新組合員に

関する経過措置

第一節 恩給更新組合員

に關する一般的経過措置

(恩給更新組合員に關する一般的経過措置)

第四十二条 昭和三十四年九月三十日において恩給法の適用を受ける職員であつた者で、同年十月一日に長期組合員となつたもの(以下「恩給更新組合員」という。)については、前条第一項第二号の規定にかかわらず、第二章から前章まで、第四十九条、第五十一条の三、第五十三条及び第五十四条の規定を準用する。

2 恩給更新組合員についてこの法律の規定を適用し、又は準用する場合において、第二条第一項第七号中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替へるものとする。

第二節 警察職員等に關する経過措置

(警察職員等であつた期間の計算の特例)

第四十三条 恩給更新組合員の第七条第一項第一号の期間のうち

同号中「恩給公務員期間のうち」とあるのは「警察監獄職員の恩給の基礎となるべき期間のうち」と、「半減」とあるのは「半減し、又は十分の七に当る年月数をもつて計算」として同号の規定を適用して算定した期間は、警察職員等であつた期間に算入する。

(警察職員等の退職年金の受給資格に關する特例)

第四十四条 警察職員等であつた期間が十五年未満である恩給更新組合員が退職した場合において、その者の昭和三十四年十月一日以前の警察在職年の年月数と同日以後の警察職員等であつた期間の年月数とを合算した年月数が次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一 昭和三十四年十月一日前の警察在職年が八年以上である者 十二年

二 昭和三十四年十月一日前の警察在職年が四年以上八年未満である者 十三年

三 昭和三十四年十月一日前の警察在職年が四年未満である者 十四年

2 次の各号に掲げる規定に同時に

に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一 新法第七十六条又は第八条若しくは第九条(これらの規定を第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定

二 第十条(第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)又は前項の規定

(警察職員等の退職年金の額に關する特例)

第四十五条 恩給更新組合員に対する新法附則第十三条の二第一項又は前条第一項の規定による退職年金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七条第一項第一号の期間のうち第四十三条の規定により警察職員等であつた期間に算入される期間 十二年までの年数については一年につき警察職員等の恩給法の俸給年額の三十六分の一、十二年をこえる年数については一年に

つき当該俸給年額の百五十分の一に相当する金額(その額が当該俸給年額の百分の五十二に相当する金額をこえるときは、当該金額)

二 施行日以後の警察職員等であつた期間 前号の期間と合算して十五年に達するまでの年数については一年につき警察職員等の俸給年額の三百分の七、十五年をこえる年数については一年につき当該俸給年額の百分の一・五(二十五年をこえる三十年に達するまでの期間については、百分の一)に相当する金額

2 前項第一号の期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定の例により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額(その金額が同項第一号の期間を四十年として算定した金額をこえるときは、当該金額)とする。

一 法律第五十五号附則第七條第一項(同法による改正前の恩給法第六十三条第五項において準用する同法第六十条第三項に係る部分に限る。)又は同法第六十三条第五項において準用する同法第六十条第三項の規定に該当する実動続

在職年 当該実動続在職年の年数から十七年を控除した残りの実動続在職年について、警察職員等の恩給法の俸給年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

二 法律第五十五号附則第七條第二項又は同法による改正前の恩給法第六十三条第三項の規定に該当する動続在職年 当該動続在職年の年数から普通恩給についての所要最短期間の年数を控除した残りの動続在職年について、当該俸給年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

3 第一項の場合において、同項第一号の期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

(一時恩給の支給を受けた者の警察職員等の退職年金の額に關する特例)

第四十五条の二 前条第一項に規定する退職年金の額を計算する場合において、同項の恩給更新組合員が第十二条第一号に掲げる者に該当するときは、同項第一号の金額は、同号及び前条第二項の規定の例により算定した金額から、第十二条第一号にお

いて控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。
(特例による警察職員等の退職年金の額の最高限及び最低保障等)

第四十五条の三 前二条の規定により算定した金額が警察職員等の俸給年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額を第四十五条第一項に規定する退職年金の額とする。

2 前二条の規定により算定した金額が三万四千八百円(第十二条第一号に掲げる者については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)より少ないときは、その額を第四十五条第一項に規定する退職年金の額とする。

3 前二条及び前二項の規定により算定した退職年金の額が昭和三十四年九月三十日においてその恩給更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の年額より少ないときは、その額を第四十五条第一項に規定する退職年金の額とする。

(警察職員等の退職年金の支給開始年齢等に関する特例)

第四十五条の四 第十五条(第一項第三号を除く。)及び第十七条第一項の規定は、恩給更新組合

員に対する新法附則第十三条の二第一項又は第四十四条第一項の規定による退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、第十五条第一項第一号中「第七条第一項第一号の期間に該当する期間が五年以上」とあるのは「第七条第一項第一号の期間のうち第四十三条の規定により警察職員等であつた期間に算入される期間が四年以上」と、「第十一条第一項第一号」とあるのは「第四十五条第一項第一号」と、同項第二号中「第十三条第三項」とあるのは「第四十五条の三第三項」と、「普通恩給の年額又はこれと旧法の規定による退職年金の額との合算額」とあるのは「警察監獄職員の普通恩給の年額」と読み替へるものとする。

(警察職員等の減額退職年金の額に関する特例)
第四十五条の五 新法附則第十三条の四の規定は、第四十四条第一項の規定による退職年金に基く減額退職年金の額について準用する。

(警察職員等の廃疾年金の額に関する特例)
第四十六条 新法第七十四条第一項の規定を適用しないとしたならば新法附則第十三条の二第一

項又は第四十四条第一項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる恩給更新組合員に対する新法第八十一条の規定による廃疾年金について、第四十二条第一項において準用する第二十二條及び第二十三條の規定を適用する場合においては、第二十二條第一項各号列記以外の部分中「二十年」とあるのは「十五年」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員等であつた期間」と、「次の各号」とあるのは「第一号及び第四号」と、同項第一号中「第七条第一項第一号の期間」とあるのは「第七条第一項第一号の期間のうち第四十三条の規定により警察職員等であつた期間に算入される期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「恩給法の俸給年額」とあるのは「警察職員等の恩給法の俸給年額」と、同項第四号中「組合員期間」とあるのは「警察職員等であつた期間」と、「前各号」とあるのは「第一号」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「新法の俸給年額」とあるのは「警察職員等の俸給年額」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(公務による廃疾年金にあつては、十五年をこえて二十年に達するまでの期間については百分の〇・五)」

二十五年をこえて三十年に達するまでの期間については百分の一とし、公務によらない廃疾年金にあつては、二十五年をこえて三十年に達するまでの期間については百分の一とする。」と、第二十三條中「第十二條各号」とあるのは「第十二條第一号」と読み替へるものとし、第二十二條第一項第二号及び第三号の規定は、適用しないものとする。

2 前項の規定により算定した廃疾年金の額が、同項及び新法附則第十三条の六第一項の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

(警察職員等の遺族年金の受給資格に関する特例)

第四十七条 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。

一 警察職員等であつた期間が十五年未満である者で第四十四条第一項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二 警察職員等であつた期間が十五年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合

において、その死亡を退職とみなしたならば第四十四条第一項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

2 前項の場合においては、新法第八十八條第一項第三号及び第三十四條第二項の規定は、適用しない。

(警察職員等の遺族年金の額に関する経過措置)

第四十八条 前条第一項各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2 第三十二條の二の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3 前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないとしたならば受けることとなる遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

(再就職者の取扱)

第四十八条の二 第四十三條から前条までの規定は、警察職員等であつた期間を有する者で長期組合員となつたもの(恩給更新組合員である者を除く。)について準用する。この場合において、第四十五條の三第三項中

「昭和三十四年九月三十日」とあるのは、「第四十八条の二に規定する長期組合員となつた日」と読み替へるものとする。

第四十九条第五項中「短期組合員である」と長期給付に關する規定及び第四條の規定の適用がないに改め、同条第十四項を削り、同条第十五項を同条第十四項とする。

第五十一條第二項中「前項の場合を」と「地方職員についてこの法律の規定を適用する場合」に、「第四十五條第二項、第四十七條第四項及び」と「第四條中「組合員」とあるのは「長期組合員」とに、「地方公共団体」を「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一條又は第二條の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県)」に改め、同條の次に次の二條を加える。

第五十一條の二 長期組合員(地方職員であるものを除く)が引き続き新法附則第二十五條第五項に規定する者(以下「短期地方職員」といふ。)となつた場合において、その者が、そのなつた日から六十日以内に、長期給付に關する規定の適用を受けることを希望する旨を組合に申し出た

ときは、そのなつてゐる間、長期給付に關する規定を適用することができる。

2 地方職員のうち短期地方職員以外の者が短期地方職員となつたときは、長期給付に關する規定の適用については、そのなつた日の前日において退職したものとみなす。この場合において、その者に支給すべきこととなる退職年金、減額退職年金及び廃疾年金は、その者が組合員である間、その支給を停止する。

3 地方職員のうち短期地方職員以外の者が短期地方職員となつた場合において、その者が、そのなつた日から六十日以内に、引き続き長期給付に關する規定の適用を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、前項の規定にかかわらず、その組合員期間が二十年に達するまで、引き続き組合員である間、長期組合員となることのできる。

4 前項の申出をした者に対する長期給付に關する規定の適用については、その者の恩給公務員期間は、第七條第一項第一号(第四十一條第一項において準用す

る場合を含む。)の期間に該當しないものとみなす。

5 第三項の申出をした者については、新法附則第十三條から第十三條の八まで、第四條、第八章並びに第五條、第八章、第十章、第十四條、第十五條及び第六章並びに第十三條第三項及び第二十三條中恩給に係る部分(これらの規定を第四十一條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

6 地方公共団体は、第三項の規定の適用を受ける者に係る新法第九十九條第二項第二号及び第三号に掲げる費用を負担しない。この場合においては、その者がこれらの規定による負担金に相當する金額を負担するものとする。

(地方職員であつた長期組合員の取扱)

第五十一條の三 地方職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一號)の施行前におけるこれに相當する者その他政令で定める者を含む)であつた長期組合員(第五十一條第一項の規定の適用を受ける者を除く)は、この法律の規定の適用については、地方職員であつた間、職員であつたものとみなす。こ

の場合においては、同項後段の規定を準用する。

第五十五條第一項中「第七章」を「第八章」に改め、「(第二十四條及び第三十三條を除く。)」を削り、「第四項」を「第三項」に改め、同条第三項中「日本道路公団」の下に「首都高速道路公団」を、「第四十一條第一項」の下に「又は第四十二條第一項」を加える。

第五十七條を次のように改める。

(長期給付の決定)

第五十七條 連合会は、連合会加入組合の組合員に係る長期給付については、当分の間、当該組合員の所属する組合を代表する新法第八條に規定する各省各庁の長の名をもつて決定することができる。

第五十七條の次に次の一條を加える。

(長期給付の決定に關する事務の特例)

第五十七條の二 連合会加入組合の組合員に係る連合会による長期給付の決定は、当分の間、政令で定めるところにより、総理府恩給局長の審理を経て行うものとする。

(国家公務員法の一部改正)

第三條 国家公務員法(昭和二十二

年法律第百二十號)の一部を次のように改正する。

目次中「第八節 退職者に対する恩給」を「第八節 退職年金制度」に改める。

第三條第三項第一号中「恩給」を「退職年金制度」に改める。

第十二條第六項第十八号中「恩給に關する重要事項の立案」を「国会及び内閣に対する意見の申出」に改める。

第三章第八節を次のように改める。

第八節 退職年金制度

(退職年金制度)

第百七條 職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基き負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に關する制度が、樹立し実施せられなければならない。

前項の年金制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の當時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。

第一項の年金制度は、健全な保険数理を基礎として定められなければならない。

(長期給付の継続適用を受けている地方職員に関する経過措置)

第五条 昭和三十四年九月三十日において改正前の施行法第四十七条又は第四十八条の規定による長期組合員である地方職員の取扱については、なお従前の例による。

(消防職員に関する経過措置)

第六条 改正前の法附則第二十条第一項第一号の規定による組合員であつた者で同号の改正規定の施行により組合員の資格を喪失したものの(以下この条において「消防職員」という。)は、昭和三十四年十月一日において、当該消防職員が属する地方公共団体の職員が組織する市町村職員共済組合の組合員又は健康保険組合の被保険者となるものとする。

2 前項の規定により市町村職員共済組合の組合員又は健康保険組合の被保険者となつた者に対する市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の保健給付及び休業給付に関する規定又は健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定の適用については、その者は、その改正前の法附則第二十条第一項第一号に掲げる組合員(以下この条において「警察共済組合」という。)の組合員であつた期間、市町村職員共済組合の組合員又は健康保険組合の被保険者であつたも

のとみなし、そのなつた際現に改正前の法による短期給付を受けている場合には、当該給付は、市町村職員共済組合法又は健康保険法のこれに相当する給付として受けていたものとみなし、その者が組合員又は被保険者となつた市町村職員共済組合又は健康保険組合は、そのなつた日以後に係る給付を支給するものとする。

3 第一項の規定により消防職員がその組合員又は被保険者となつた市町村職員共済組合又は健康保険組合は、政令で定めるところにより、その者に係る権利義務を警察共済組合から承継するものとする。

4 消防職員で改正前の法の長期給付に関する規定の適用を受けていたものに対しては、同法附則第二十条第一項第一号の改正規定の施行により組合員の資格を喪失したことによる長期給付は、支給しない。この場合において、警察共済組合は、その者に係る責任準備金に相当する金額を、政令で定めるところにより、その者が属することとなつた市町村職員共済組合(その者が市町村職員共済組合法附則第二十一項後段に規定する市町村又は都に属するときは、当該市町村又は都とする。)に引き継がなければならない。

5 前項前段に規定する者の改正前の法による長期給付の基礎となる組合員である期間は、市町村職員共済組合法に規定する退職給付、療養給付及び遺族給付の基礎となる組合員である期間に遡算する。

6 市町村職員共済組合法附則第二十一項後段に規定する市町村又は都は、第四項前段に規定する者の改正前の法による長期給付の基礎となる組合員である期間を、その者に適用される市町村職員共済組合法附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付の基礎となる在職期間又はその者に適用される退職年金及び退職一時金に関する条例に規定する退職年金若しくは退職一時金の基礎となる在職期間に遡算する措置を講じなければならない。

(重複期間に対する一時金に関する経過措置)
第七条 この法律の公布の日前にいて改正前の施行法第三十六条第一項第一号の規定に該当する更新組合員に対する改正後の施行法第三十六条第一項第一号の規定の適用については、同項中「施行日から」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)の公布の日から」とする。

(恩給受給権の放棄に関する経過措置)

第八条 昭和三十三年十二月三十一日において恩給公務員でなかつた更新組合員又は当該更新組合員であつた者に対する改正後の施行法第五十二条第二項ただし書又は第四十条第一項の規定の適用については、これらの規定中「施行日から」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)の公布の日から」とする。

(除算された実在職年の算入に伴う措置)

第九条 更新組合員(改正後の施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。)又は同法第四十一条第一項各号(同法第四十二条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる者が昭和三十五年六月三十日以前に退職し、又は死亡した場合において、在職年の計算につき恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第二十四条第一項の規定を適用しないとしたならば、改正前の法若しくは改正前の施行法又は改正後の法若しくは改正後の施行法の規定により、退職年金又は遺族年金を支給すべきことと

なるときは、昭和三十五年七月分から、これらの規定により、その者又はその遺族に、退職年金又は遺族年金を支給する。

2 法律第五十五号附則第二十四条第一項又は同法附則第二十四条第二項ただし書若しくは第二項の規定の適用を受けて計算された在職年を基礎とする退職年金、療養年金又は遺族年金を受ける者については、昭和三十五年七月分以後、これらの規定により在職年に算入されなかつた実在職年を遡算して、その額を改定する。

3 前二項の規定は、法律第五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しないものとする。

4 第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由に係る改正前の法若しくは改正前の施行法又は改正後の法若しくは改正後の施行法の規定による退職一時金、療養一時金又は遺族一時金の支給を受けた者である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、当該退職一時金、療養一時金又は遺族一時金の額(その一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額)の十五分の一に相当する金額を控除した

金額とする。ただし、当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける者について、在職年の計算につき法律第五十五号附則第二十四条第一項の規定を適用しないとしたならば、改正後の施行法第三十六条第一項に規定する重複期間に該当することとなる期間があるときは、昭和三十五年七月一日において、当該期間を重複期間に算入し、同条の規定の例により算定した金額の一時金を、同条の規定による一時金として、その者に支給する。この場合において、同条又は改正前の施行法第三十六条の規定により既に支給された金額があるときは、当該金額は、その支給すべき金額の内払とみなす。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)
第十條 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。
本則各号列記以外の部分中「恩給」を「退職年金制度」に改め、本則第一号中「第百八条第四項」を「第百八条」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月六日

衆議院議長 加藤鐵五郎

参議院議長 松野鶴平殿

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律

国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
国家公務員等退職手当法

第一条及び第二条を次のように改める。

(趣旨)
第一条 この法律は、国家公務員等が退職した場合に支給する退職手当の基準を定めるものとする。

(適用範囲)
第二条 この法律の規定による退職手当は、次に掲げる者で常時勤務に服することを要するものが退職したの場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

一 国家公務員
二 日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社の職員(これらの法人の役員を除く。)

2 前項各号に掲げる者のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。以外のもので、その勤務形態が職員に準ずる者は、政令で定めるところにより、それぞれ同項各号の職員とみなして、この法律(第五条中公務上の負傷若しくは病氣(以下「傷病」という。))又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)

第三条第一項各号列記以外の部分中「次条又は第五条」を「次条第一項若しくは第二項又は第五条第一項」に改め、同項各号を次のように改める。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百
二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百
三 二十一年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の百二十
第三條第二項中「前項に規定する者」の下に「のうちに、傷病又は死亡に

よらず、その者の都合により退職した者」を加え、同項第一号中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第四条の見出しを「(長期勤務後の退職等の場合の退職手当)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「政令で定める程度の傷、疾病、死亡若しくは二十年以上勤続し停年に達したことに因り」を「二十五年以上勤続して退職した者(次条第一項の規定に該当する者を除く。)、二十年以上二十五年未満の期間勤続して定年に達したことにより」に、「これらに準ずる理由その他その者の事情に準ずる理由若しくは勤続することによる困難とする理由により」に改め、同項各号を次のように改める。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十
二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百三十七・五

第四条第二項及び第三項を次のように改める。

2 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)第七十二條第二項の規定に該当する者(同項第二号に掲げる者について、政令で定める者を除く。)

3 第一項の場合において、二十五年以上三十年以下の期間勤続して退職した者(その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものを除く。)

者の退職手当を計算するときは、その者の俸給月額に準ずる割合は、同項各号の規定にかかわらず、その者の勤続期間のうち二十五年未満の期間については、前条第一項各号に規定する期間の区分に応じ当該各号に掲げる割合とし、二十五年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の二百五十七・五とする。

第五条第一項中「又は二十五年以上勤続して退職した者」を、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者、二十五年以上勤続し定年に達したことにより退職した者又はこれに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続いて

勤務することを困難とする理由により退職した者」に、「日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の職員」を「第二条第一項第二号の職員」に、「やむを得ない事由」を「やむを得ない理由」に、「第三条第一項の規定により計算した額に百分の二百を乗じて得た額とする。」を「退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。」に改め、同項に「第一号から第四号までとして次のように加える。」

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十二、十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百八十

四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百六十五

第五条第二項中「前条第三項の」を削り、「乗じて得た額をもつて」を「乗じて得た額をその者の」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の基本給月額に、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」と

いう。)については、同法に規定する俸給及び扶養手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の基本給月額に準じて政令で定める額とする。

4 第一項及び第二項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、その退職の日の翌日から一年内に再び職員となつた者が、その再び職員となつた日から起算して一年内に退職した場合に、適用しない。

第五条の次に次の一条を加える。

(二十年以上勤続して退職した公社職員の退職手当)

第五条の二 第二条第一項第二号の職員で二十年以上勤続して退職したものに對する退職手当の額を計算する場合には、第三条第一項各号、第四条第一項各号若しくは第五号、第四条第一項各号若しくは第五号又は第五条第一項各号に規定する割合に百分の九十七を乗じて得た割合をこれらの規定に規定する割合としてこれらの規定を適用する。

第六条を次のように改める。
(退職手当の最高限度額)

第六条 前四条の規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における俸給月額に六十(前条の規定により計算した退職手当については、五十八・二)を乗じて得

た額をこえるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。第七條第三項中「第一号から第三号まで」を「各号」に改め、同条第六項中「第四条」を「第三条第一項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第四条」に改める。

第八条第一項第四号を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、その退職については、退職手当を支給しない。

附則中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項以下を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国家公務員等退職手当法(以下「新法」という。)の規定は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第 号)附則第一条第一号に掲げる日(改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法(以下「旧法」という。))附則第十二項に規定する郵政職員等及び新法第二条第一項第二号の職員については、昭和三十四年一月一日。以下

「適用日」という。)(以後の退職に係る退職手当について適用し、適用日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 適用日の前日に在職する職員で新法第二条の職員に該当するものが適用日以降に次の各号に掲げる退職をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、新法第三条から第六条まで、次項及び附則第六項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 新法第三条第一項又は第四条第三項の規定に該当する退職(傷病又は死亡による退職に限る。)(その者につき旧法第四条(死亡により退職した者)にあつては、旧法附則第十項を含む。以下この項において同じ。)(の規定により計算した退職手当の額と新法第三条第一項又は第四条第三項(新法第五条の二に規定する職員については、同条及び次項を含む。)(の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

二 新法第五条第一項の規定に該当する退職(その者につき旧法第四条又は旧法附則第六項の規定により計算した退職手当の額と新法第五条(新法第五条の二

に規定する職員については、同条及び次項を含む。)(の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

三 新法第六条の規定に該当する退職(その者につき旧法第三条、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額と新法第六条(附則第六項に規定する者については、同項を含む。)(の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

4 昭和三十四年一月一日において新法第二条第一項第二号の職員である者に対する新法第五条の二の規定の適用については、同条中「百分の九十七」とあるのは、「百分の九十七(昭和三十四年一月一日前の勤続期間及び同年中に退職した者の同日以後の勤続期間については百分の百、昭和三十五年中に退職した者の同日以後の勤続期間については百分の九十九、昭和三十六年中に退職した者の同日以後の勤続期間については百分の九十八)」とする。

5 前項の場合において、昭和三十四年一月一日前の勤続期間(以下「適用前の期間」という。)(又は同日以後の勤続期間(以下「適用後の期間」という。)(に一年未満の端数に相当する月数があるときは、適用

第八條を次のように改める。

に改める。

13 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第一百五十六)

五号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。

を次のように改正する。

第百一条第二項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。

次に、本法律案の改正の要点を申し上げますと、

業の恩給公務員を加える点であります。が、永年勤続者に年金を支給しようとするこの制度の本来の趣旨にかんがみ、特別職の職員の一部はその適用対象から除外することとしたしております。なお、非現業の恩給公務員に対し長期給付の規定を適用するに当っては、過去の恩給法上の公務員期間の通算その他所要の経過措置を講ずることとしたしております。

その第二点は、新たに長期給付の適用対象となる職員のうち、警察官、自衛官等の従来恩給法上一般職員とは異なる取扱いを受けていた者につきましては、従来の取扱いをも考慮して、当分の間、長期給付の特例措置を講ずることとしたしております。

その第三点は、現行共済制度に所要の調整を加えることとし、公務上の事由による廃疾年金、遺族年金に対する国庫負担の割合を引き上げる等、所要の改正を行うこととしたしております。

なお、非現業の恩給公務員に長期給付を適用する措置は本年十月一日から施行することとし、その他の改正措置は、それぞれその所要の期日から実施することとしたしております。

次に、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、この法律案の内容を申し上げますと、ただいま御報告申し上げました通り、国家公務員共済組合法の一部改正によりまして、今回非現業の恩給公務員に對しましては、恩給制度に代えて共済組合の長期給付制度を適用することとなりますので、これに伴い、非現業の恩給公務員に対する退職手当の額を、いわゆる五現業職員等に対する退職手当の額と同一水準に改定することとし、その支給額を平均約二五%引き上げるとともに、退職事由の分類を改定することとしたしております。なお、三公社職員に對しましては右と同様の措置を講ずることとし、退職手当の支給額につき所要の調整を加えることとしたしております。

なお、この法律案におきましては、以上の改正のほか、この法律の題名を国家公務員等退職手当法と改め、また、改正後の退職手当は、一般公務員については本年十月一日以降の退職者に対して支給することとし、公共企業体職員については本年一月一日以降の退職者に対して支給することとしたしております。

内閣委員会は前後六回委員会を開きまして、その間、佐藤大蔵大臣、松野総理府総務長官、淺井人事院総裁その他関係政府委員の出席を求めまして、本二法律案の審議に当りましたが、そ

の審議において、恩給公務員の年金制度についての人件院勧告に対する政府の所見、恩給公務員の年金制度については国家公務員法の全面的改正を前提とする旨の政府の口約にもかかわらず、現在この改正が行われずして共済方式によるこの法律案の提出された経過と理由、恩給公務員の年金制度について国家管理方式と共済方式との是非、長期給付審査の事務を共済組合連合会で行わしめずして当分の間恩給局をして行わしめる理由、地方公務員に對しても恩給に代えて共済組合方式が適用される場合、地方財政等に対する政府の今後の措置、国家公務員共済組合連合会評議員会の構成とその運営、改正法による組合員の掛金増加の適否、警察職員等に対する特例を設けること

の是非、三公社職員に對する退職手当の支給割合の模範、資金運用部資金の運営状況並びに本資金に共済組合積立金を投入することの可否、等の諸点につきまして質疑応答が重ねられました。去る二十八日の委員会におきまして質疑を終り、次いで討論に入りましたところ、日本社会党を代表して横川委員より、「従来、恩給と共済組合の二制度が存在していたが、民主化の今日、これが一本化されたことに對し賛意を表する。ただし、法案の内容において十分満足し得ない点もあるので、

これらの点の今後の検討を要望して、次の附帯決議案を付して本二法律案に對して賛成する」旨の討論が行われ、次いで八本委員より、自衛隊は違憲であるがゆえに、本二法律案に反対する旨の討論が行われました。

横川委員より提出せられた附帯決議案は次の通りでありまして、便宜これを朗読いたします。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

当委員会は、政府が今後、共済組合の運営に當り、左記の諸点につき特に配慮せられんことを要望する。

一、本共済組合の管理機構の運営並に積立金の運用を適正にし、福祉事業への積立金の還元利用について配慮すること。

二、公務災害給付の制度的取扱及びその全額国庫負担についてなお検討すること。

三、地方公務員の退職年金制度については、地方自治体における制度の沿革及びその特殊性を考慮し、別途の措置によりその自主性を可及的尊重すること。

四、将来長期給付の改訂等の場合に對しては、退職公務員恩給受給者についても之が実質的均衡を失しないよう配慮すること。

五、長期給付の決定を恩給局の審理を経て行うことは、事務の二重化となる虞れがあるので、速かに、この決定事務を連合会へ一元化するよう検討すること。

六、懲戒処分を受けた者に対する長期給付の制限は、その保険制度としての性格に反しないよう措置するとともに、これに關する政令を定めるに當つては国家公務員共済組合審議会の議を経るものとする。

七、長期給付の計算基礎を退職前三年平均俸給とすることは、公務員の勤勞意欲にも反するので、将来、保険制度としての性格、保険財政の枠等も考慮して、なお、検討を加えるものとする。

八、ベースアップにより赤字の生じた場合、公務員の負担が過重とならぬよう配慮すること。

九、国家公務員共済組合審議会、国家公務員共済組合連合会評議員会の運営については、共済組合制度が相互扶助の組織であることを考慮して、必要な配慮を加えること。

十、資金運用部資金運用審議会の運営を適正にし、積立金の運用については加入者の福祉に寄与するよう十分配慮すること。

討論を終り、まず、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案を採決いたしましたところ、多数をもって原案通り可決すべきものと議決せられ、次いで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案を採決いたしましたところ、これまた多数をもって原案通り可決すべきものと議決せられました。最後に、さきの附帯決議案を採決いたしましたところ、多数をもって右の附帯決議案を本委員会の決議とすることに決定せられました。なお、佐藤大蔵大臣より、今後、本法律案の運営に当り、右の附帯決議の趣旨を十分尊重する旨の発言がありました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって、両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第六より第十五までの諸題を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。商工委員長田畑金光君。

審査報告書(商工委員)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第八一号 中小企業等災害対策の制度化に関する諸題

第三一五号 石炭採掘に伴う鉱害復旧の諸題

第三一六号 綿スフ過剰機械買上げに対する国庫補助増額の諸題

第四五七号 中国産生漆輸入促進に関する諸題

第四五八号、第五一一号 日中貿易再開促進に関する諸題

第六四六号 鉱業法の一部改正に関する諸題

第八九七号、第九一〇号、第一二二二号、第一三二〇号、第一三二二号、第一三二二号 中国産生漆輸入促進に関する諸題

第九八一号 日中貿易再開促進に関する諸題

第一〇七一号 日中貿易再開促進に関する諸題

第一四九〇号 中小企業等協同組合法第二十三条の三の特別措置実現促進に関する諸題

第一六三〇号 日中貿易再開促進に関する諸題

第一六五〇号 パナナ輸入外貨資金人口割増立促進に関する諸題

第一六七二号 日中貿易再開促進に関する諸題

第一六七三号 日朝間直接貿易実施促進に関する諸題

第一七七六号 プロパンガス事業助成に関する諸題

右の通り審査決定した。よって報告する。

昭和三十四年四月二十七日

商工委員長 上原 正吉

代理理事 参議院議長松野鶴平殿

〔田畑金光君登壇、拍手〕

○田畑金光君 ただいま議題となりました二十一件の諸題について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

商工委員会におきましては、付託された諸題百六十一件を審査し、うち公報日程第六号から第十五号までの貿易関係十五件、中小企業関係二件、鉱業関係二件、その他二件、計二十一件の諸題は、いずれも願意を妥当なものとして認め、採択し、これを議院の会議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの諸題は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの諸題は全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十六より第三十九までの諸題を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。運輸委員長大倉精二君。

審査報告書(運輸委員)

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第二〇〇号 大阪湾、瀬戸内海に大型飛行艇就航促進の諸題

第三七三三号、第四七九号 漁船救難用航空機増強に関する諸題

第四五九号 中央線鉄道複線電化等に関する諸題

第五三五号 飯田、小海両線に国鉄管理施設置反対の諸題

第五五七号 北海道千歳飛行場の第一種空港指定に関する諸題

第六六四号 中学生の通学鉄道運賃等割引に関する諸題

第六八七号 鹿児島海上保安部に航空機配置の諸題

第六八八号 国鉄公社の管理施設置反対に関する諸題

第七一八号 国鉄福島輸送派出所存続に関する諸題

第九九六号 諫早、長崎両駅間鉄道平たん線敷設促進に関する諸題

第一〇二六号 東京都大野原島に標識灯設置の諸題

第一〇七六号 自動車運送事業等運輸規則の一部改正に関する諸題

第一一三三三号、第一一三四号、第一一七七号、第一二七二二号、第一三九四号、第一四八四号 国鉄東貨物線の電化及び客車運行実現に関する諸題

第一一八一号 霧島山に測候所設置の諸題

第一二二三号 国鉄佐久間線鉄道敷設促進に関する諸題

第一二八二二号、第一三六二二号 奥羽本線中板谷峠より配改良工事促進に関する諸題

第五一〇号 教育財政確立等に関する請願

第六一八号 高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準等の法制化に関する請願

第六五八号 教育財政確立に関する請願

第六五九号 児童生徒災害補償の法制化に関する請願

第六六〇号 学校給食法の一部改正等に関する請願

第六八二号 盲ろう教育振興に関する請願

第七六六号 日本芸術院会員増員に関する請願

第七九三号 第一一〇三号 公立大学施設整備助成に関する請願

第八〇二号 昭和三十四年度公立文教施設予算等に関する請願

第八〇四号、第一五七二号 養護教諭及び事務職員を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願

第八六六号 小学校理科教科書検定制確立等に関する請願

第八六七号 産業教育振興に関する請願

第一〇七〇号、第一二二六号

へき地学校指定基準に関する請願

第一〇七七号 公立学校の学校の公務災害補償に関する法律の一部改正に関する請願

第一四五二号 軍事基地等の周辺学校の防音施設整備促進に関する請願

第一五七一号、第一八〇九号 東京芸術大学の教育機構改革に関する請願

第一七五一号 小学校の冬期分校等建築費の国庫負担対象に関する請願

第一七五七号 校地買収費の国庫負担対象に関する請願

第一八三九号 私立幼稚園振興に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十四年四月二十八日

文教委員長 相馬 助治
参議院議長松野鶴平殿

〔相馬助治君登壇、拍手〕

○相馬助治君 たいだいま議題となりました文教委員会付託にかかる請願、教育財政確立等に関する請願外百二十一

件は、本委員会における慎重審議の結果、いずれもその願意妥当と認め、これを院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一致をもって採決し、内閣に送付することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第六十六より第七十二までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。建設委員会理事稲浦鹿蔵君。

審査報告書(建設委員会第二号)

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。

第一六一六号 茨城県久慈川改修工事促進に関する請願

第一六二三号 九州、四国間連絡フェリーポート実現促進に関する請願

第二六三五号 建設業法施行令第一条改正に関する請願

第一二二五号 茨城県久慈川改修工事促進に関する請願外二十五件 茨城県久慈川改修工事促進に関する請願外六件

たばこ小売手数料引上げに関する請願外十四件

昭和三十四年四月三十日 参議院会議録第二十六号

教育財政確立等に関する請願外二十五件 茨城県久慈川改修工事促進に関する請願外六件

たばこ小売手数料引上げに関する請願外十四件

第一七二三号 愛媛県肱川ダム地域の地すべり防止対策事業促進に関する請願

第一七二四号 埼玉県川越市、上里村間道路建設に関する請願

第一七九八号 国土開発中央自動車道建設促進に関する請願

第一八七六号 海岸法に基づく明海沿岸地区施設整備事業施行に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十四年四月二十八日

建設委員長 早川 慎一
参議院議長松野鶴平殿

〔稲浦鹿蔵君登壇、拍手〕

○稲浦鹿蔵君 たいだいま議題となりました請願七件につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

茨城県久慈川改修工事促進に関するもの外六件であります。これらの請願は、いずれも国土の開発、保全、民生の安定上願意妥当と認め、これを議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致をもって採決し、内閣に送付することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七十三より第八十七までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。大蔵委員長加藤正人君。

審査報告書(大蔵委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。

第四四号 たばこ小売手数料引上げに関する請願

第八〇号 松川たばこ葉取納価格引上げに関する請願

第九一号、第九二号 宮城県多賀城町所在の旧海軍工士より整地返還等に関する請願

第二〇六号、第二四二号、第三〇七号、第三〇八号、第三七〇号、第三八七号、第三八八号、第九五〇号 国立療養所特別会計設置反対に関する請願

八七五

昭和十四年四月三十日 参議院會議録第二十六号 たばこ小売手数料引上げに関する請願外十四件

第三四〇号、第三八六号 国の債権の管理等に関する法律の一部改正に関する請願

第三五四号、第三五五号、第四五四号、第五一四号、第一一四八号、第一二二七号、第一二三五号、第一二四二号、第一三四〇号、第一七〇〇号 占領期間中における連合国將兵による被害補償の請願

第五七三号 酒税引下げに関する請願

第七一七号 葉たばこの減収加算金に関する請願

第七五九号、第一〇九六号 織物の物品税新設反対に関する請願

第八五九号、第八六〇号 ガス器具の物品税減免に関する請願

第一〇五六号 奄美群島島民の戦時被災住家等に対する補償金交付の請願

第一五四三号 鹿児島県鹿屋市に国民金融公庫支所設置の請願

第一六九八号、第一七三二号 陶磁器等の物品税小売店頭課税反対に関する請願

第一七四五号 漁業協同組合等に対する課税改正の請願

第一八九三号 広島県八本松町所在の川上彈藥庫跡払下げに関する請願

昭和十四年四月二十八日 大蔵委員長 加藤 正人 参議院議長松野鶴平殿

〔加藤正人君登壇、拍手〕

○加藤正人君 ただいま上程されました大蔵委員会付託の請願につきまして、本委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

大蔵委員会におきましては、紹介議員からの趣旨の説明、各委員の意見及び政府の見解を十分に聴取いたしましたので、その上質疑応答を重ね、慎重に審議をいたしましたのでありますが、請願第四十四号外三十五件は、いずれも妥当と考えられます。よって議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採決し、内閣に送付することに決しました。

これにて暫時休憩いたします。

午後二時二分休憩

午後十一時三十五分開議

○議長(松野鶴平君) 休憩前に引き続き、これより會議を開きます。

次会は、明日午前零時三十分より開会いたします。

議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後十一時三十六分散会

○本日の會議に付した案件

一、日程第一 社会教育法等の一部を改正する法律案

一、日程第二 特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案

一、日程第三 連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案

一、日程第四 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

一、日程第五 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

一、日程第六乃至第十五の請願

一、日程第十六乃至第三十九の請願

一、日程第四十乃至第六十五の請願

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員 北 勝太郎君 山本 利寿君
成田 一郎君 加藤 正人君
松平 勇雄君 武藤 常介君
森 八三三君 奥 むめお君

野田 俊作君 松岡 平市君
田中 啓一君 常岡 一郎君
西川 甚五郎君 青山 正一君
堀 末治君 谷口弥三郎君

新谷寅三郎君 木内 四郎君
紅 露 みつ君 杉山 昌作君
田村 文吉君 後藤 文夫君
石黒 忠憲君 鶴見 祐輔君

征森 順造君 仲原 善一君
西田 信一君 堀本 宜實君
鈴木 万平君 大谷 勝之助君
稲浦 鹿蔵君 吉江 勝保君

塩見 俊二君 江藤 智君
三木與吉郎君 青柳 秀夫君
雨森 常夫君 川口爲之助君
後藤 義隆君 館 哲三君

神原 亨君 鈴木 亨弘君
大谷 實雄君 白井 勇君
田中 茂穂君 有馬 英二君

大谷 登彌君 苦米地英俊君
近藤 鶴代君 小柳 牧衛君
小林 武治君 斎藤 昇君
小山邦太郎君 木暮武太夫君
石坂 豊一君 西郷吉之助君

植竹 春彦君 草葉 隆圓君
高橋進太郎君 大野秀次郎君
川村 松助君 黒川 武雄君
小林 英三君 重宗 雄三君

野村吉三郎君 松村 秀逸君
石井 桂君 木島 虎藏君
佐藤清一郎君 柴田 榮君
大沢 雄一君 宮澤 喜一君

平島 敏夫君 勝俣 松君
中野 文門君 重政 庸徳君
西岡 ハル君 横山 フク君
土田国太郎君 前田佳都男君

伊能 芳雄君 宮田 重文君
上林 忠次君 古池 信三君
迫水 久常君 小澤久太郎君
小橋 治和君 関根 久蔵君

野本 品吉君 秋山俊一郎君
堀原 茂嘉君 上原 正吉君
安井 謙君 伊能繁次郎君
石原幹市郎君 井野 碩哉君

下條 康仁君 吉野 信次君
郡 祐一君 津島 壽一君
堀木 謙三君 木村篤太郎君
青木 一男君 泉山 三六君

佐野 廣君 高橋 衛君
森中 守義君 鈴木 強君
相澤 重明君 松永 忠二君

文部大臣	橋本 龍伍君
農林大臣	三浦 一雄君
勞働大臣	倉石 忠雄君
政府委員	
通商産業 政務次官	大島 秀一君
運輸政務次官	中馬 辰椿君
勞働大臣官房長	澁谷 直藏君
建設政務次官	德安 實藏君

參議院會議錄第十九号中正誤

へし段行誤正

五〇四 二三四 一部改正 一部を改正

參議院會議錄第二十一號中正設

正誤行

終り

二

六三 四 新から二えの翌日 その翌日

參議院會議錄第二十二号中正誤

正誤行

古三 一〇
ことをさら
に

參議院會議錄第二十五号中正誤

全段行誤正

七五五 三
終り三
順法精神と
順法精神を

提出せられ 提出せられ

でい

七九〇 一 から四 進展 仲展

申し述べました

資金運用部

元行 資金 月音 に

三
つければ

ければ

明治三十四年四月三十日 参議院會議録第二十六号

八七八

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(配送料共)
發行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一番